

## 1. 施策の目的

出生数や患者の減少が進行するなかでも、地域でこどもを安心して生み育てることができる周産期医療及び小児医療体制を確保する。

## 2. 施策の概要

- ・ 地域で安心安全に出産できる体制確保に向けた取組を支援する。
- ・ 地域で救急を含めた小児入院医療が実施できる体制確保に向けた取組を支援する。

## 3. 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

分娩取扱の  
継続が困難



分娩取扱施設

### 分娩取扱施設支援事業

実施主体：都道府県、 補助先：病院、診療所、助産所

分娩数が減少している分娩取扱施設に対し、一定規模の分娩取扱を継続するための費用を支援する。

(1) 補助対象(以下の要件をすべて満たすこと)

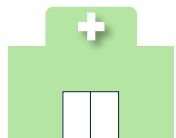
- ア 令和8年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること
- イ 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること
- ウ 令和7年度における分娩取扱件数が、令和6年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること

(2) 交付額

- ① 基準額：1施設当たり、 $1,160 \text{ 千円} \times \text{分娩取扱件数減少率}(\%)$  (※)
- ② 対象経費：令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費  $\times$  分娩取扱件数減少率  $(\%) / 100$  (※)  
〔対象：職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料〕
- ③ 補助率：国1/2、事業者1/2

※  $(\text{令和6年度の分娩取扱件数} - \text{令和7年度の分娩取扱件数}) / \text{令和6年度の分娩取扱件数} \times 100$  (小数点以下は切り捨て、15%を上限とする)

分娩取扱の  
継続が困難



分娩取扱施設

## 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

実施主体：都道府県、 補助先：病院、診療所

分娩取扱件施設が少なく、当面集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための費用を支援する。

### (1) 補助対象（以下の要件をすべて満たすこと）

- ア 令和8年度において、分娩取扱実績があること
- イ 令和8年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在すること
- ウ 令和8年度において、妊産婦の健康診査を実施していること
- エ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点計画との整合性が確保されていること
- オ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること

### (2) 交付額

#### ① 基準額

1施設当たり

|     |        |            |          |
|-----|--------|------------|----------|
| i   | 分娩取扱期間 | 年間9月以上     | 11,246千円 |
| ii  | 分娩取扱期間 | 年間6月以上9月未満 | 7,500千円  |
| iii | 分娩取扱期間 | 年間6月未満     | 3,700千円  |

#### ② 対象経費

令和8年度における、分娩取扱施設の運営に次に掲げる必要な経費

〔対象：職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料〕

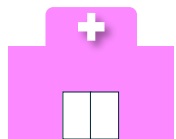
#### ③ 補助率

国1/2、都道府県1/2

### <備考>

- ・(1)補助対象のイは、宇摩圏域、八幡浜・大洲圏域、宇和島圏域のみ該当する。

分娩取扱の  
継続が困難



分娩を取扱わ  
ない産科施設

## 地域連携周産期支援事業（産科施設）

実施主体：都道府県、 補助先：病院、診療所

妊婦検診等の産前・産後の診療を行い、近隣の分娩取扱施設との連携体制を構築している施設に対して、必要な施設整備、設備整備に係る費用を支援する。

### (1) 補助対象（以下の要件をすべて満たすこと）

- ア 令和8年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降の妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること
- イ 令和8年度において、分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること
- ウ 近隣の分娩取扱施設とオープンシステム又はセミオープンシステムを構築していること
- エ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること

### (2) 交付条件

#### ① 施設

令和8年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手しているものを補助対象とする。

#### ② 設備

令和8年4月1日から令和8年3月31日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了されているものを補助対象とする。

### (3) 交付額

#### ① 施設

ア 基準額：1施設当たり 7,239千円

イ 対象経費：産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

ウ 補助率：国1/2、事業者1/2

#### ② 設備

ア 基準額：1施設当たり 4,630千円

イ 対象経費：産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、下記の医療機器購入費  
（超音波診断装置、診察台（内診台）、分娩監視装置）

ウ 補助率：国1/2、事業者1/2

小児入院医療  
の継続が困難



小児医療の  
拠点となる施設

## 小児医療施設支援事業

実施主体：都道府県、 補助先：病院

休日夜間の入院を要する小児救急患者を受け入れるなど、地域に不可欠な小児医療の拠点となる機能を持つ病院に対して、体制整備に係る費用を支援する。

(1) 補助対象(ア又はイの要件を満たし、かつ、ウ及びエの要件を満たす病院)

ア 交付申請時点において、小児中核病院に相当すると都道府県知事が認めていること

イ 交付申請時点において、小児地域医療センターに相当すると都道府県知事が認め、入院を要する二次救急医療医療機関として、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整え、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。

ウ 令和7年度における15歳未満の延べ入院患者数が、令和6年度における15歳未満の延べ入院患者数を2%以上下回っていること

エ 診療報酬上の小児入院医療管理料(管理料1、管理料2又は管理料3に限る)について、交付申請日時点において、地方厚生(支)局に届出を行い、受理されていること。

(2) 交付額

① 基準額：1施設当たり、 $105,200円 \times 入院患者減少率(\%) (\times 1) \times 病床数(\times 2)$

② 対象経費：令和8年度における、交付申請する小児病床に従事する医師・看護師・看護補助者に係る次に掲げる必要な経費  
 $\times 入院患者減少率(\%) / 100 (\times 1)$   
〔対象：職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料〕

③ 補助率：国1/2、事業者1/2

※1 (令和6年度の15歳未満の延べ入院患者数－令和7年度の15歳未満の延べ入院患者数)/令和6年度の15歳未満の延べ入院患者数 $\times 100$   
(小数点以下は切り捨て、10%を上限とする)

※2 交付申請日時点における小児入院医療管理料(管理料1、管理料2又は管理料3に限る)の届出病床のうち、病院の運用規定等により小児専用として指定されている数

## 4. 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

産科施設や小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、施設の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることができる小児周産期医療体制の確保を図る。